

# 生活援助の多数回利用

## 届け出義務化開始

### 介護プラン

介護保険制度で、ホームヘルパーが自宅を訪問し、同じ人に「生活援助」サービスを多く提供する場合、ケアマネジャーが保険者（自治体）にケアプラン（介護計画）を届け出るよう義務付ける仕組みが1日から導入されました。保険者などからプランが不適当と判断された場合は回数減らしを迫られる危険

があり、自己規制につながるとの声が上がっています。

新たな仕組みでは、ケアマネが基準回数以上の利用があるプランを設定する場合は、保険者に届け出ることを義務化しました。医師やケアマネなどでつくられる地域ケア会議でプランを検証し、不適切

1カ月の利用回数基準	
要介護度1	27回
要介護度2	34回
要介護度3	43回
要介護度4	38回
要介護度5	31回

（5月2日、厚労省告示）

数は毎年、厚生労働相

のサービス提供を招きやすい」と問題視。しかし同省自身の調査でも、利用回数の多さだけで不適切といえる事案がないことが明らかになり、同省の審議会でも、介護関係者や利用者からも短絡的な回数制限は「サービスが抑制され、重度化する」「生活援助も専門性が必要」との批判が相次ぎまし

た。こうした懸念に厚労省は「見直しは、利用者の自立支援・重度化

た。

3月に厚労省が募集したパブリックコメントには、「真に生活援助を必要とする利用者に対する生活援助の提供を躊躇（ちゅうちょ）する」ことが懸念される」「地域ケア会議で検証することは、関係者の負担が増えるだけでなく、ケアマネジャーの専門性の否定や裁量権の侵害にあたる」「具体的な数値が示されることで保険者の画一的な指導が懸念される」など165件の意見が寄せられました。

28日に声明を発表。現場のケアマネに、プランの検証が行われる地域ケア会議で「利用者の生活と権利を守るために、また、利用者や支援にあたる専門職等の代弁者として、必要な支援であれば、堂々とサービスの必要性、サービスを位置づけた根拠を説明します」と呼びかけました。

防止や地域資源の有効活用の観点から、よりよいサービスにつなげていくため」との従来の説明を示しただけで導入を強行しました。

日本介護支援専門員協会（ケアマネ協会）の柴口重則会長は9月